

決議 11.7

ジャコウジカ属の保護及び取引

ジャコウジカ属全種が条約の附属書 I 又は附属書 II に掲げられていることを意識し、

ジャコウジカはアジア原産だが、天然ジャコウ並びにジャコウを含む製品は世界中で使用並びに取引され、そのため、ジャコウジカの保護は世界的関心事であることを認識し、

ジャコウジカの個体群の状態並びに動向及び生息国内でのジャコウの需要が十分記載されていないことに留意し、

さらに、野生のジャコウジカに由来する未加工のジャコウが継続的に違法取引されることが条約の効力を阻害していることに留意し、

締約国及び非締約国が違法取引全廃のための対策を講じない限り、密猟が特定個体群の衰退、さらには絶滅さえ引き起こす場合があることを意識し、

ジャコウジカ保護のための長期的解決策として、持続的利用の保証を意図した実質的かつ測定可能な対策を採用する必要があることを認識し、

生息国と消費国間の技術協力及び財政支援の強化がより有効なジャコウジカの保護に寄与することを認識し、

条約締約国会議は

全締約国、特にジャコウジカの生息国並びに消費国、及びジャコウジカの標本が輸送途上で通過する締約国に対し、野生のジャコウジカに由来するジャコウの違法取引を明白に削減させるために次の方法による緊急

対策を講じるよう促す。

- a) 生息国並びに消費国で革新的な施行方法を導入し、かつ、優先事項として主要な国境地域での施行活動を強化する。
- b) ジャコウを含む製品の明瞭なラベルシステムの開発、及び医薬品その他の製品中の天然ジャコウを検出するための法科学的方法の開発並びに普及を追求する。
- c) 条約に加盟していない全生息国並びに消費国に対し、未加工のジャコウ並びにジャコウを含む製品の国際取引規制改善のために可能な限り早急に条約に加盟するよう奨励する。
- d) ジャコウ消費者と協力し、未加工ジャコウの代替品開発を通じて天然ジャコウに対する需要を削減し、一方、生きたジャコウジカからジャコウを採取するための安全かつ有効な技法の開発を奨励する。
- e) ジャコウジカの保護及び管理を改善し、法律を強化し、施行活動を強化するための二国間並びに地域協定を締結する。

施行活動を支援するために、ジャコウを含む加工品に関する識別ガイドの作成と配布において製造国並びに消費国が協力するよう勧告する。

締約国、国際援助機関、政府間組織、非政府組織に対し、優先事項として個体数調査及び合法並びに違法両方の取引を含むジャコウジカ国内市場調査を実施するための財政並びに技術援助を生息国に提供するよう呼びかける。 ■